

Title	検察官対サイフ・アル＝イスラーム・カダフィ事件 (国際刑事裁判所(第一予審裁判部)受理許容性に関する決定、二〇一三年五月三一日)
Author(s)	越智, 萌
Citation	阪大法学. 2014, 64(1), p. 237-249
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71492
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

検察官対サイフ・アル・イスラーム・カダフィ事件（国際刑事裁判所
（第一予審裁判部）受理許容性に関する決定、二〇一三年五月三十一日^①）

越 智 萌*

一 事件の背景と概要

リビアにおける二〇一一年二月一五日以降の事態 (situation) は、国際連合安全保障理事会決議一九七〇（二〇一二年二月二六日）によって国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) に付託された。サイフ・アル・イスラーム・カダフィ (Saif al-Islam Gaddafi, 以下サイフ) は、カダフィ大佐の息子であり、リビアにおける実質的な首相・軍指導者であったとされる。サイフに対し、二〇一一年六月二七日にICC逮捕状が発付された。容疑は、二〇一一年二月一五日から少なくとも二〇一一年二月二八日の間に行われた、ベンガジ、ミスラータ、トリポリ、その他近隣の都市における殺人 (ICC規程第七条 (人道に対する犯罪) 一項 (a) と迫害 (同 (h)) の間接的共同実行 (indirect co-perpetration))^② であった。

ICCの管轄権は国家裁判権に対して補完的であり、原則として国家の裁判権が優先される (ICC規程前文第一〇項、第一条)。この補完性原則のために、事態付託の方法に関わらずICCが事件を受理できない場合について、規程第十七条 (受理許容性の問題) に定めが置かれている。同規定によると、ICCは、当該事件が管轄権を有する国によって現に捜査・訴追されている場合 (第一七条一項 (a)) や、既に捜査され、かつ当該国が不訴追を決定している場合 (第一七条一項 (b))、または被

疑者が既に裁判され、かつICCで裁判することが一事不再理原則(第二〇条三項)に違反する場合(第一七条一項(c))等には、事件は受理不許容(inadmissible)となる。しかし、第一七条一項(a)の要件については、当該国にその捜査または訴追を真に(genuinely)行う意思または能力がない場合、(b)についてはその決定が当該国に訴追を真に行う意思または能力がないことに起因する場合には、ICCは事件を受理することができるとの但書が付されている。これら(a)と(b)の但書に関し、第一七条二項は、捜査または訴追を真に行う意思の有無の判断基準について、同三項は、その能力の有無の判断基準について定めている。

リビア国民評議会(National Transitional Council)は、二〇一二年五月一日、サイフに対しては①現在国内捜査が進行中であり、②リビアはそうした捜査を行う意思と能力を有するゆえに、本件はICCにおいて受理不許容であるとの申立てを行った。そのため、ICC予審裁判部(予審部)は二〇一二年六月一日に引渡し延期を決定した。

本件の争点は、①リビア国内での捜査がICCの対象事件について行われているか、②リビアはその捜査を真に行う意思と能力を有するか、である。②の争点に関しては、リビア国内でたとえ訴追が行われているとしても、その態様が十分に被疑者の人権を保障していない場合には、実質的にリビアに訴追を行う能力がないとしてICCでの受理許容性が認められるべきとの弁護側の意見と、検察官のICCにおける訴追に対する消極的態度が注目された。これに関連して、リビアにおける死刑制度や拷問が受理許容性との関係でどのように取り扱われるか、また紛争後の移行期の特殊性がどの程度考慮されるべきかについても議論が分かれた。

予審部は、リビア国内において捜査が行われている事実を認定しつつ、それがICCにおける事件と同一であることが十分に立証されていないこと、およびリビアの訴追能力の欠如を理由に、事件は受理可能であると決定した。

二 判旨

1 捜査または訴追対象の事件（第五六―一二七項）

第一七条に言う「事件」とは、人と行為（conduct）という二つの要素からなる。国内での捜査が「同一人物」に関するものでなければならぬことには争いが無い一方、「行為」に関するテストは解釈の問題を惹起し、追加的な明確化が必要である。

（1）同一行為テスト（第七三―八三項）

何が「ICCにおける手続きで主張されるものと実質的に（substantially）同一の行為」かの決定は、事件の具体的事実と状況によって変化するため、事件ごとの分析（case-by-case analysis）を要する。

本件では、リビアによる捜査の対象となっていると主張されている行為を、ICC逮捕状および逮捕状発付決定においてサイフに帰属するとされた行為と比べる必要がある。逮捕状では、殺人と迫害行為の具体的な事例ではなく、むしろカダフィ体制に対してデモを行いまたは反体制的であると疑われた一般市民を狙った、サイフによるリビア治安部隊の使用（use）の結果生じた殺人や迫害といった性質の行為に言及している。反対に、逮捕状発付決定には、特定の時間的地理的範囲内において、特定されたカテゴリーの人々に対して治安部隊によって行われたとされる殺人と迫害の行為のリストが含まれている。逮捕状発付決定内で示されたこうした事象（events）というのは、ICC手続でサイフに対し主張されている犯罪行為の態様の独特な現れ方を示すものではない。これらはむしろ、サイフの支配の下、殺人や迫害を伴った攻撃を行ったとされている治安部隊の一連の行為の実例にすぎない。

従って、本件における諸事情および補完性原則の目的に鑑みれば、逮捕状発付決定に示された殺人や迫害とまったく同じ行為についてリビアが捜査することを期待するのは適切ではない。代りに、主張される国内での捜査が、逮捕状と逮捕状発付決定の根拠となつていふものと同じ行為を対象としているかを、リビアから提供された証拠に基づき審査する。

(2) 行為の法的性格付け―通常犯罪対国際犯罪(第八四―八八項)

国内手続に関する審査は、問題となっている犯罪の法的性格付けではなく、犯罪の行為に焦点を当てるべきである。国内捜査が「国際犯罪 (international crimes)」を訴追することを視野に入れてはいるか否かは、受理許容性審査に関する申立てにおいて決定的ではない。「通常犯罪 (ordinary crimes)」に対する国内捜査や訴追は、事件が同一の行為に関するものである限り、十分である。リビアにおける人道に対する犯罪についての法制の欠如は、それ自体ではICCにおいて事件を受理許容可能であるとはしない。

(3) 事実と証拠の分析(第八九―一三七項)

リビアが国内法制の下訴追しようとしている諸犯罪は、ローマ規程における犯罪のすべての側面を含むとは言えない。しかし、これら犯罪はリビア刑法第二七条と第二八条(刑の宣告における加重要素)と合わせると、リビア国家機関と治安部隊に対する何百人もの市民を殺害し迫害するためのサイフによる支配の行使を十分に捉えるであろう。

結論として、リビアによって提出された証拠は、サイフの刑事責任の追及に向けた段階的な措置がとられていることを示しており、従って「捜査」は国内レベルにおいて現在進行中であることを確認した。しかし、その捜査の対象については、提出された証拠を全体として見れば、国内での捜査がICCの逮捕状に書かれた事件と同じものを含んでいると言えるほどには、サイフに対する国内での訴追事件の外縁を明確に示してはいない。すなわち、リビアは、国内捜査がICCの事件と同一事件を含むという主張について、十分な程度の特定性と証明力をもつ証拠によっては立証できていない。

2 真に捜査または訴追する意思または能力(第二三八―二一五項)

(1) 適用される法(第一九九―二〇三項)

第一七条三項は、特定の事件において捜査または訴追を真に行う能力がないことを判定するための基準として、「国が自国の

司法制度の完全又は実質的な崩壊又は欠如のために、被疑者を確保し、若しくは必要な証拠及び証言を取得することができないか、又はその他の理由から手続を行うことができないか否かを検討する」としている。

適用される法として、真に捜査または訴追を行う国家の能力は、関連する国内システムと手続きの文脈で審査されなければならない。従って予審部は、捜査や訴追がリビアの実体法と手続法に定める手続きに沿って行われることが可能かどうかを審理する。リビアではイタリアのモデルにのっとり、一定の捜査中における被疑者の権利保障や証人保護のシステムが、リビア憲法、刑事訴訟法で整備されている。また、リビアは自由権規約、拷問等禁止条約、人種差別禁止条約などの各種人権条約を批准している。

(2) 国内システムの利用不可能性（第二〇四―二一五項）

リビアにおける訴追努力は、治安状況の改善や諸機関の再建、法の支配の回復にとって非常に困難な状況下で行われている。

各国政府や地域的・国際的機構による支援や戦略的取組みといった進展は重要である。しかし、複数の課題がまだ残り、リビア国民評議会が領域全域に司法権力を行使するには、依然として実質的な困難を伴うことは、提出された証拠から明らかである。まず、被疑者の確保に関して、被疑者が現在拘禁されているジントアンにある民兵の拘禁施設から裁判が行われるトリポリへの身柄の移送が、治安状況的に困難である。次に、司法と行政当局の適切な証人保護を管理し提供する能力の欠如に起因する、必要な証人を確保する能力の欠如が懸念される。さらに、その他の理由として、リビアは国内外の法律事務所と交渉し、十分な資格を有する弁護士確保に努めているとするが、こうした弁護士の安全の保障について立証していない。また弁護人を伴わなければ、リビアの二〇一一年憲法宣言に定める国内司法システムにおける権利と保障が確保された裁判が行われることは不可能である。

(3) 意思の判定（第二一六―二一八項）

予審部は、以上のとおりリビアの能力欠如を認定したため、もう一つの要件である「意思」の問題や、弁護側から指摘のあつ

た、より一般的な公正な裁判の不可能性について検討する必要はない。

三 評釈

1 本決定のICC判例における意義と位置づけ

受理許容性に関する審査は、これまでもICC事件のほぼすべてにおいて、手続の様々な段階で行われてきた(逮捕状発付時における職権での審査、受理許容性に対する申立、犯罪事実確認手続等)。本決定で新しく示された主な論点として、①「実質的行為」の同一性(三二)、②「犯罪」の同一性(三三)、③国家の訴追「能力」(三四)、の三点が挙げられる。

事件の同一性に関する①と②の論点については、従来の事例が、国内で行われているとされる捜査の対象がICC事件の対象と全く別の犯罪である場合や、異なる人物に対するものであったため、詳細は問題とはならなかった。一方本件では、国内での捜査対象とICC事件の対象が近似していたため、事件の同一性についてのより厳密な審査が必要となったのである。

③の「能力」について、国家の訴追する「意思」と併せてこれまでの決定で審査されなかったのは、受理許容性審査が①国内手続きの存在、②国家の意思または能力、の二段階のテストで行われ、^⑤これまでの事件においては第一のテストで受理許容性が認められてきたためである。本件は、これまでと同様、第一のテストで受理許容性が認められたにも関わらず、追加的に第二のテストに踏み込んだ事例である。本件で第二のテストまで審理したのは、第二のテストだけでも受理許容性が確認できるため、第一のテストに関する追加的な証拠の提出が決定的となることがない、と述べられていることから、^⑥本決定を補強するためであったと考えられる。

2 「実質的行為」の同一性

コンゴ民主共和国の事態におけるルバンガ事件について、二〇〇六年に予審部は、事件が受理不許容となるためには、国内手

続きが「ICCにおける事件の対象である人と行為の両方を包含していなければならない」とし、この「同一人物、同一行為」テストのちに予審部の判例として定着した。⁽⁸⁾その後、ケニア事態のムサウラ事件に関する二〇一一年上訴審で、「行為」の基準に「実質的」という形容詞が付された。⁽⁹⁾当該判決では、国家の訴追がICCの事件と「同一人物」についてのものであるか否かが問題となった。行為の要件になぜ「実質的」という修飾語がつけられたのかについての説明はなく、「同一人物」による行為であることを強調するための意図しかなかったと考えられている。⁽¹⁰⁾一方、本決定では、従来の「同一人物、同一行為」の基準に「実質的」という言葉が付されたことの意味を検討し、事実への当てはめを行った最初の事例であると言いうことができる。

事件の同一性を審査するに当たり、本決定では、リビアによる捜査の対象となつていると主張されている行為を、ICC逮捕状および逮捕状発付決定において示されたサイフの行為と比べる必要があるとした。⁽¹¹⁾しかし、本件で予審部が着目した、ICC逮捕状に記載された行為の記述は、サイフが間接的共同実行犯として訴追されていることもあって、「治安部隊の使用 (use)」または「治安部隊の始動 (action)」と一貫していない。「始動」する行為には、出動の許可が含まれると思われる一方、通常「使用」といった場合に考えられる部隊指揮や治安部隊の行動に対する具体的指示まで含まれるかは不明確であり、結果として逮捕状で特定している行為の具体的内容については逮捕状発付段階では明らかでない。そのため、この「実質的行為」が何を指すのかについては、本件の審理を経て依然として曖昧さが残ると言えよう。

3 「犯罪」の同一性

先行の刑事手続きがある場合の二つの刑事手続きの対象の同一性は、一般的に一事不再理の範囲の問題として取り上げられてきた。二つの事件が同一かという問題について、後訴が先行判決と重複してはならないとする一事不再理原則の観点からは、「行為」（事実、歴史的事象）に着目するアプローチと「犯罪」（法的な性格付け）に着目するアプローチがある。⁽¹²⁾本決定では、事件の同一性に関して、国内手続に関する審査は問題となつていない犯罪ではなく行為に焦点をあてるべきであり、国内捜査が「国際犯罪 (international crimes)」を訴追することを視野に入れているか否かは、受理許容性審査に関する申立てにおいて決

定的ではないとされた。⁽¹³⁾ この判断は、同一性の判断に「犯罪」を基準とするアプローチではなく、「行為」を基準とするアプローチを採用したものであると理解することができる。しかし、国内捜査の対象が「国際犯罪」である必要はない、との判断が同一の法的性格付けまで必要でない、つまり、犯罪の同一性については全く考慮する必要はないことを指すのか否かが論点となる。

この点を議論するに際し、まず、「国際犯罪」という用語の意味を明らかにする必要がある。「国際犯罪」という分類に関し、本決定における判断の根拠として予審部は、一事不再理を規定する規程第二〇条三項が、その起草過程で同一犯罪でなく同一行為についての再訴を禁ずることとし、旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所規程にあった「通常犯罪 (ordinary crimes)」の例外が諸国の反対で排除された経緯に言及している。⁽¹⁴⁾ そして、「通常犯罪」に対する国内捜査や訴追は、事件が同一の行為を含む限り、十分だと考えられるべきであるとした。⁽¹⁵⁾

ここで言う「国際犯罪」が何を指すのかについて予審部は明確にしていないが、同判断を極端に解釈すれば、「国際犯罪」・「通常犯罪」という分類自体が、ICCにおいてはもはや意味をなさないと考えているともとれる。本決定では触れられていなかったが、「国際犯罪」・「通常犯罪」という語の使用が不適切であると考えられる根本的な理由として、条約犯罪やいわゆる「国際的関心事である重大な犯罪」の犯罪化が各国家において目覚ましく行われたことが指摘できる。⁽¹⁶⁾ 従って、「国際法上の犯罪」と「国内法上の犯罪」の境が曖昧になり、もはやこうした区分が不明確となっているのだと考えられる。さらに、特筆されるべき現象として、国内法における「集団殺害犯罪」や「人道に対する犯罪」という名称を有する犯罪であっても、構成要件がICC規程と部分的に異なっている場合も見られる。これらのことを勘案すると、「国際犯罪」・「通常犯罪」という語の使用は、予審部が言うとおりもはや不適切であると言えよう。⁽¹⁷⁾

しかし、ICC規程前文第六項では「国際的な犯罪 (international crimes)」について責任を有する者に対して刑事裁判権を行使することがすべての国家の責務であることを想起⁽¹⁸⁾すると述べられている。さらにICC規程はその前文第四項で、「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪 (the most serious crimes of concern to the international community as a whole)」が処罰を

れずに済まされてはならないこと並びにそのような犯罪に対する効果的な訴追が国内的な措置をとり、及び国際協力を強化することによって確保されなければならないことを確認⁽¹⁸⁾している。こうした文言からは、ICC管轄犯罪である「国際社会全体の関心事である重大な犯罪」とその他の犯罪の差異が依然として存在することは明らかである。

この点をふまえた上で、本決定の判断が、受理許容性審査において事件の法的性格付けの同一性は全く考慮されないことを指すかという点について検討する。ICC受理許容性審査における事件の同一性の法的な側面に関連する先行研究では、量刑を基準とするアプローチや、⁽¹⁸⁾ 犯罪の相対的重大性の審査といった方法が提案されてきた。⁽¹⁹⁾ こうした見解に関連して本決定では、国内刑法典が適用された場合の可罰性が考慮された点が注目される。⁽²⁰⁾ しかし本決定は、リビア国内捜査の対象である通常犯罪（本件では故意の殺人、内戦の扇動、個人に対する権力の濫用等）は、リビア刑法第二七条と第二八条（刑の宣告における加重要素（本件では迫害の意図））と合わせて、ICC逮捕状に記載されたサイフによる支配の行使を十分に捉えるであろうと判断した。⁽²¹⁾ 同判断は、ICCの対象となっている犯罪の複数の構成要素が統一的に一つの犯罪に包含されていなくとも、複数の通常犯罪と刑の加重要素でICC事件の対象犯罪のすべての構成要素が網羅されていれば、国内手続きの対象がICCの対象と同一であると言えるとの判断だと理解できる。従って、事件の同一性審査においては、ICC対象犯罪と同一犯罪に対する捜査・訴追である必要はないが、国内で訴追された場合の訴追の内容、つまり犯罪の要素が、ICCの対象の要素を網羅的に含むかという点で問題とされると考えられる。

4 真に捜査または訴追する能力

本決定は、第一七条三項に言う「能力」の基準について初めて審理した決定である。国家の「真に訴追する能力」については、起草段階では、紛争等によって国内の司法システムが崩壊しているといった客観的状況が念頭に置かれており、「訴追する意思」と比べ比較的問題はないように思われた。⁽²²⁾ しかし本件では、①リビア国内でたとえ訴追が行われているとしても、その態様が十分に被疑者の人権を保障していない場合には、実質的にリビアに訴追を行う能力がないとしてICCでの受理許容性が認めら

れるべきか、②これに関連して、リビアにおける死刑制度や拷問が受理許容性との関係でどのように取り扱われるか、また、③紛争後の移行期である特殊性がどの程度考慮されるべきかについて、議論が分かれた。

①人権保障と能力に関連して弁護側は、裁判が公正に行われるか否かは、事件を訴追する能力・意思と直接関連するとし、国内における公正な裁判に関する問題は、司法システムの崩壊の兆候である、または被疑者にとって司法システムを利用不可能なものにする、と主張した。²³ すなわち、国内で被疑者の身柄確保や証拠の確保が「可能」であるというのは、個人の権利に配慮することなく手段を選ばずに行えば「可能」であればよいか、それとも一定の個人の権利保障の水準を保って公正に行うことが「可能」である必要があるか、が論点となったのである。本決定では、手続の公正さが特に問題とされる「国家が真に訴追する意思」に関して審査する必要はないとした。従って、本件における「能力」の基準に関しては、「能力」の審査の範囲でどの程度国内手続きの公正性が問題となるかが論点となる。

学説では、ICCの補完性が国家による訴追を促進する一方、被疑者・被告人に対する適正手続きの保障や適正な量刑が脅かされるという側面が、従来から指摘されていた。²⁴ しかし、これが国家の「能力」の欠如として認定されるかについては、従来、手続の公正性は、それが事実的または法的「障害 (Bar)」を構成する場合にのみ受理許容性審査に関連する、という見解が主流であったと言える。²⁵ リビア事例に関連する本決定までの議論では、ICCは規程第二一条三項により公正の原則と人権の保障が求められており、関連する国内手続きに期待される水準についてICCがどの範囲で審査するかが問題となると見られていた。²⁶

この点に関し本件では、当該国に捜査・訴追を真に行う能力が欠けると判断されるのは、捜査や訴追が国内法に定める手続きに沿って行われることが不可能な場合であることが明示された。つまり本決定は、国際的に認められた人権基準ではなく、国内で適用される法における合法性のみを審査するとの立場をとったと考えられる。本件でリビアは、諸国際人権条約を批准しており、その国内法にもある程度の被疑者保護規定を置いてはいたものの、その法自体がICC規程第二一条三項に言う「国際的に認められた人権基準」と合致しているかについては審理されなかった。一方で本決定は、国内における手続きの国際的な人権条約との整合性を、国内で適用のある範囲で審理する余地を残したとも言える。

②リビアにおける死刑制度や拷問が受理許容性との関係でどのように取り扱われるかに関しては、本件では検討されなかった。国内の司法制度運営における潜在的な人権侵害は、第一七条三項の被疑者確保、証拠・証言の取得、その他の理由で手続きを行うことができないかどうか、の三点に関する範囲でのみ考慮されたが、死刑制度や拷問の事実はこの「その他の理由」としても検討されなかった。本件で審理された内容で直接被疑者人権に関連するものは弁護人選任権であるが、これは国内法上実際に手続きが実施可能かどうかには焦点が当てられているもので、被疑者本人のその他の権利実現との関連で議論されているわけではない。

③紛争後の移行期である特殊性がどの程度考慮されるべきかに関して、本決定では明示的に議論されているわけではない一方、ある特徴が挙げられる。それは、受理許容性の第一のテストの対象が「当該事件について現在（currently）捜査が行われているか」である一方、「能力」の審査の時間的な対象には将来的な改善の見込みが視野に入れられている点である。本件は、紛争後の国家再建の段階で、明らかに被疑者確保が物理的に不可能であり、能力の問題はある程度明白であった事例だと指摘できるところ。しかし、本決定後の二〇一三年一〇月のセヌシ事件における受理許容性に関する異議申立てに対する決定では、本件と同じリビア国内の事例であり、また弁護人選任が未然であったにも関わらず、受理許容性が否定されている。²⁸⁾

これら二つの事例において決定的に異なるのは、被疑者の身柄がリビア政府の支配下にあるか否かであった。セヌシ事件では、弁護人選任は将来的に実現される可能性が高く、裁判所は審査時点では、将来的に安全性の問題を克服できないまたは適切に弁護人を確保することができないことよって、リビアでの手続きが阻害されるか否かについて結論を出せないとした。²⁹⁾ サイフ事件でも、「能力」の問題は、証人保護の措置に関するものを除いて、「将来的にも回復される見込みがない」ことを問題としたのであって、³⁰⁾ 審理時点で実現していない点を考慮するわけではない。こうした審査の時間的な対象範囲を広くとる立場は、紛争や混乱後の国内における様々な困難に関する進展を視野に入れた対応として、他の事例でも考慮されるであろう。

(1) *Prosecutor v. Saif al-Islam Gaddafi and Abdullah al-Senussi* (ICC-01/11-01/11-344-Red) Pre-Trial Chamber I (31 May 2013).

- (2) *Situation in the Libyan Arab Jamahiriya* (ICC-01/11-01/11-3) Pre-Trial Chamber I (27 June 2011).
- (3) *Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo* (ICC-01/04-01/06-8-Corr) Pre-Trial Chamber I (24 February 2006), paras 30-40.
- (4) *Prosecutor v. Francis Kirimi Muthaura, Uhuru Muigai Kenyatta and Mohammed Hussein Ali* (ICC-01/09-02/11-274) Appeals Chamber (30 August 2011), paras 33-46.
- (5) *Prosecutor v. Germain Katanga and Mathieu Ngudjolo Chui* (ICC-01/04-01/07-1497) Appeals Chamber (25 September 2009), paras 1, 75-79.
- (6) *Saif, supra note 1*, para. 137.
- (7) *Lubanga, supra note 3*, para. 31.
- (8) *Saif, supra note 1*, para. 74.
- (9) *Muthaura et al., supra note 4*, paras 3, 39, 40, 41, 61.
- (10) *See e.g.* Charles C. Jalloh, 'Kenya vs. the ICC Prosecutor,' *Harvard International Law Journal Online*, Vol. 53 (2012), p. 279.
- (11) *Saif, supra note 1*, para. 78.
- (12) 拙稿「国際刑事裁判所判決の国内裁判に対する一事不再理効——垂直的關係における阻害要因と促進要因の状況（一）」『阪大法学』第六三卷一号（二〇一三年）一三二—一三五頁。
- (13) *Saif, supra note 1*, para. 85.
- (14) *Ibid.*, para. 87. しかし、そもそも規程第二〇条が、国内での前訴について国際犯罪との性格付けを不要としているかに関しては、解釈上の疑問が残る。
- (15) *Ibid.*, para. 88.
- (16) *See*, Julio B. Terracino, 'National Implementation of ICC Crimes,' *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 5 (2005), pp. 423-424.
- (17) 有名な例としては、ルワンダ国内法における集団殺害犯罪の定義には、ジェノサイド条約やICC規程の定義にない「地域的」集団が加えられている（ルワンダ集団殺害、人道に対する犯罪、戦争犯罪抑止法第二条）。

- (38) Kevin J. Heller, 'A Sentence-Based Theory of Complementarity,' *Harvard International Law Journal*, Vol. 53 (2012), p. 201.
- (39) William A. Schabas, *An Introduction to the International Criminal Court*, 4th edition (Cambridge University Press, 2011), p. 197.
- (40) *Saif, supra* note 1, para. 109.
- (41) *Ibid.*, para. 113.
- (42) John T. Holmes, 'Complementarity: National Courts *versus* the ICC,' in Antonio Cassese, Paola Gaeta and John R. W. D. Jones (eds.), *The Rome Statute of the International Criminal Court: A Commentary* (Oxford University Press, 2002), p. 677.
- (43) *Prosecutor v. Saif al-Islam Gaddafi* (ICC-01/11-01/11-281-Red2) Pre-Trial Chamber I (18 February 2013), paras 38-42; *Prosecutor v. Saif al-Islam Gaddafi* (ICC-01/11-01/11-T-3-Red-ENG) Pre-Trial Chamber I (10 October 2012), pp. 17-18.
- (44) *E.g.* Kevin J. Heller, 'The Shadow Side of Complementarity: The Effect of Article 17 of the Rome Statute on National Due Process,' *Criminal Law Forum*, Vol. 17 (2006), pp. 255-280.
- (45) Jann Kleffner, *Complementarity in the Rome Statute and National Criminal Jurisdictions* (Oxford University Press, 2008), pp. 158-159.
- (46) Carsten Stahn, 'Libya, the International Criminal Court and Complementarity: A Test for "Shared Responsibility",' *Journal of International Criminal Justice*, Vol. 10 (2012), p. 344.
- (47) *Saif, supra* note 1, paras 212-214.
- (48) *Ibid.*, para. 132; *Muthaura et al., supra* note 4, para. 36.
- (49) *Prosecutor v. Saif al-Islam Gaddafi and Abdullah al-Senussi* (ICC-01/11-01/11-466-Red) Pre-Trial Chamber I (11 October 2013), paras 302-310.
- (50) *Ibid.*, para. 308.
- (51) *Saif, supra* note 1, paras 207, 212, 214.

* 日本学術振興会特別研究員（DC2）